

重要度 **A**

2026.8.17

欧州委員会 PPWR 施行開始と下位法案検討状況

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・PPWR は数多くの下位法（施行法、委任法）を策定する。2026 年 8 月 12 日施行を迎え下位法案などの検討状況を調査した。

期限	下位法（施行法、委任法）など	条項	進捗状況(2026.8.12 施行日現在)
2026 年 2 月 12 日	堆肥化可能包装技術規格	第 9 条(6)	規格一般協議
	生産者の登録と報告形式	第 44 条(14)	施行法一般協議中
2026 年 2 月 25 日	パレット用包装リユース適用除外 (PPWR 発効後、業界団体の具申による)	第 29 条(2),(3)	施行法採択
2026 年 8 月 12 日	ラベル表示の仕様	第 12 条(6)	施行法検討中、C1
	デジタルマーキングによる材料構成の特定方法	第 12 条(7)	施行法未着手
	廃棄物容器のラベル表示	第 13 条(2)	施行法検討中
2026 年 12 月 31 日	包装に含まれる懸念のある物質の報告書	第 5 条(2)	報告書検討中、ECHA、C2
	リサイクル材の含有率の計算と検証方法	第 7 条(8)	SUPD 施行決定 2026/1425、施行法エビデンス募集中
	リサイクル材の持続可能性基準	第 7 条(9)	CEN EN 18120-2026, 委任法エビデンス募集中
	第 3 国におけるリサイクル材の扱い	第 7 条(10)	施行法エビデンス募集中、検討中、C3
2027 年 2 月 12 日	包装の最小化の要件と測定方法	第 10 条(3)	規格検討中、C4
	リユース可能な包装のローテーション最小回数	第 11 条(2)	委任法検討中、C1
	包装の形式の実例や制限の除外	第 25 条(6)	ガイドライン検討中、EFSA 一般協議
	リユースの目標となる製品の種類	第 29 条(8)	ガイドライン未着手

	リユースに関する欧州監視機関の設立	第 31 条(7)	設立作業未着手
	包装廃棄物計算への補正係数の採択	第 43 条(2)	施行法未着手
	廃棄物の判定方法、データの計算、検証、提出方法	第 56 条(7)	施行法未着手
	罰則規定（国内法）	第 68 条	ドイツ VerpackDG
2027 年 6 月 30 日	リユース目標の計算方法論	第 30 条(3)	施行法検討中、C5
2027 年 12 月 31 日	進捗状況報告書	第 41 条(1)	一般協議、報告書検討
2028 年 1 月 1 日	リサイクル基準、リサイクル性能等級の枠組み	第 6 条(4)	委任法検討中、JRC
	リユースにおいてプール取決めの詳細条件	第 29 条(12)	委任法未着手
2028 年 2 月 12 日	バイオベースプラスチック包装に関する見通し	第 8 条(1)	報告書公表、C6
	過剰包装を避ける空きスペースの計算方法	第 24 条(2)	施行法検討中、C4
2030 年 1 月 1 日	包装カテゴリーごと一定規模のリサイクル評価方法	第 6 条(5)	施行法検討中、JRC
	懸念のある物質の特定方法	第 12 条(7)	施行法未着手
2030 年 2 月 12 日	グリーン公共調達要件	第 63 条(1)	施行法未着手

(注) コンサルタント C1: Ramboll（デンマーク）, C2: WSP（カナダ）, C3: Trinomics（オランダ）, C4: Eunomia Research & Consulting Ltd（英国）, C5: In Extenso Innovation Croissance（フランス）, C6: Nova Institute（ドイツ）へ業務委託

・下位法のうち、2026 年 2 月 25 日「パレット用包装リユース適用除外」が採択された。

・「生産者の登録と報告形式」（赤字）については、2026 年 8 月 6 日が一般協議に付され（意見提出期限 9 月 10 日）、登録様式に次の 4 件が示された。

- ・生産者の登録
- ・生産者が拡大生産者責任義務をどのように履行しているかの申告
- ・生産者責任機関が発行した証明書の提示
- ・公認代理人の登録

・同じく報告様式に次の 6 件が示された。

- ・加盟国の領域内で暦年当たり 10 トン以上の包装を上市した生産者
- ・加盟国の領域内で暦年当たり 10 トン未満の包装を上市した生産者

- ・容量 3L 以下で、分別収集されたシングルユースプラスチック製飲料ボトル及び金属製飲料容器の数量

- ・上記に該当しない収集済み包装廃棄物の数量
- ・EU 域内で廃棄、回収、又はリサイクルされた包装廃棄物の数量
- ・EU 域外で廃棄、回収、又はリサイクルされた包装廃棄物の数量

・関心の高い「リサイクル材の含有率の計算と検証方法」の今後のベースになるものとして、PET メカニカルリサイクル品について 2026 年 6 月 30 日 SUPD 施行決定 2026/1425 が採択された。「リサイクル材の持続可能性基準」の今後のベースになるものとして、2026 年 4 月 15 日 CEN EN18120-2026 が発刊された。「第 3 国におけるリサイクル材の扱い」はコンサルタントへの業務委託により検討段階にある。これら 3 つの下位法については、2026 年 8 月 14 日エビデンス募集が開始された（期限 9 月 16 日）（赤字）。ポイントは、EU 域外からの輸入リサイクル材とリサイクル製品の量、材質、輸出国に係るデータ確認である。

・「罰則規定」については、加盟国の国内法制定に求められている。ドイツが 2026 年 7 月 17 日「容器包装法施行法（VerpackDG）」を公布した。

・下位法策定の動きは、PPWR 条文に示された期限から見れば全体に遅れているが、欧州委員会環境総局コミッショナーは、施行に当たり下位法策定を急ぐ決意を伝えた。

欧州委員会「Have your say：包装及び包装廃棄物 — 生産者の国内登録簿に関するルール」
2026 年 8 月 6 日～2026 年 9 月 10 日

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/15352-Packaging-and-packaging-waste-rules-on-national-registers-of-producers_en

概要

本イニシアティブは、EU 諸国における包装の「拡大生産者責任（EPR）」制度の一部をハーモナイズさせることを目的とする。具体的には、EU 諸国に対し生産者登録簿の整備を義務付けるとともに、生産者に対しては各国の制度への報告を義務付けるルールを定める。

「生産者登録簿への登録及び報告の様式、並びに関連して提供すべき情報に関し、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2025/40 の適用ルールを定める xxx 付欧州委員会施行規則(EU) …/…」

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

包装及び包装廃棄物に関する、及び規則(EU) 2019/1020 及び指令(EU) 2019/904 を改正し、指令 94/62/EC を廃止する 2024 年 12 月 19 日付欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2025/40[1]、特にその第 44 条(14)に鑑み、

一方：

(1) 規則(EU) 2025/40 第 44 条(1)は、加盟国に対し、同規則第 VIII 章に定める要件への生産者の遵守状況を監視するため、国内登録簿を設置する義務を、また生産者に対し、当該登録簿への登録及び報告を行う義務を課している。欧州委員会は、当該登録簿への登録及び報告のための様式を定め、提供すべきデータを特定するものとする。当該様式は、生産者が加盟国間で単一かつ一貫した方法でデータを提出できなければならない、それにより、様式や提供すべき情報が多岐に亘ることを防ぎ、登録及び報告に伴う事務的負担を軽減するものであること。

(2) 当該様式は、規則(EU) 2025/40 第 44 条(5)に基づき、生産者、又は該当する場合、生産者責任機関若しくは公認代理人が、生産者の登録のために提供すべき情報を特定するものであること。

(3) また、当該様式は、規則(EU) 2025/40 第 44 条(7)、(8)及び(10)に基づき、生産者、又は該当する場合、生産者責任機関（それらに代わって行動する廃棄物管理事業者を含む）、公認代理人、リユースシステム事業者、若しくは国内法で認められている場合、公的機関が、報告のため提供すべき情報を特定するものであること。

(4) 加盟国において、家庭系、事業系、産業系廃棄物など、包装廃棄物の管理のための個別のシステムが確立されている場合、当該様式は、拡大生産者責任の遵守及び廃棄物管理費用の公正な配分を確保するため、各システムを識別できるものであること。

(5) 欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904[2]は、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[3]の第 8 条及び第 8 条 a に従い、包装を含む特定のシングルユースプラスチック製品について拡大生産者責任を定めている。これらの製品の生産者に生じる不要な行政的負担を最小限に抑えるため、生産者登録簿の様式は、指令(EU) 2019/904 第 8 条(2)(a)、(b)及び(c)の遵守を示すため必要な追加報告を統合できるものであること。

(6) 特定の地域において、かつ規則(EU) 2025/40 に定める条件下で、加盟国は、追加的な国内リサイクル目標の設定を含め、同規則に規定されたハーモナイズした規定を超える国内措置を講じることができる。データ提出のための単一の窓口を提供するため、生産者登録簿の様式は、そうした措置に関連する追加報告を統合できるものであること。

(7) 加盟国が、規則(EU) 2025/40 第 56 条(1)及び(2)に基づく報告義務を確実に遵守できるようにするため、当該様式は、加盟国が同規則第 56 条(1)(b)及び同規則附属書 XII 表 4 に従ってプラスチック製キャリーバッグの年間消費量を算出するため必要なデータを含めることを可能にするものであること。

(8) 規則(EU) 2025/40 第 52 条に定めるリサイクル目標を遵守する目的で、複合包装及びその他の多種材料からなる包装については、材料ごとに算出及び報告を行うものとする。従って、当該様式には、包装に含まれる各材料の重量に関する情報を含めるべきである。特定の構成要素は、包装の本体から分離可能であり、使用後に異なる材料の回収・処理ルートに回される可能性があり、また、その設計や材料構成に応じて異なるリサイクル適性の特性を有する場合がある。これに拠り、それらの構成要素については個別に報告すべきであること。

(9) 規則(EU) 2025/40 第 39 条及び同規則附属書 VII は、製造業者に対し、適用される持続可能性及び表示に関する要件への適合を実証する技術文書に裏付けられた、書面による EU 適合宣言を作成することを義務付けている。当該技術文書には、各材料の重量を含む包装の構成に関する情報が含まれており、従って、データの高品質化、規則(EU) 2025/40 の単一の適用、及び国内の所管の官庁による検証の容易化を確保するため、生産者登録簿への登録及び報告の目的で使用する事が可能であること。

(10) 生産者登録簿への登録及び報告に伴う行政的負担を最小限に抑えるため、当該様式は、完全に自動化可能なデータ処理システムを通じて情報を提出できるようにすべきである。包装された製品が、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2024/1781[4]、又はデジタル製品パスポートを義務付けるその他の EU 法規の対象となる場合、当該様式は、生産者登録簿に必要な情報を提供するため、デジタル製品パスポートを使用できるようにすべきであること。

(11) 生産者の拡大生産者責任義務の有効な執行に寄与するため、当該様式は、規則(EU) 2025/40 第 45 条(4)及び(7)に基づきオンラインプラットフォーム提供者及びフルフィルメントサービス提供者に提出された情報を一括して検証できるものであること。

(12) 本規則に規定される措置は、規則(EU) 2025/40 第 65 条(1)により設置された委員会

の意見に適合するものであること。

本規則を採択した：

第 1 条 登録のための様式及びデータ

1. 生産者登録簿への登録のための様式は、附属書 I に定めるものとし、以下のとおり使用するものとする：

(a) 生産者を登録するためのパート A；

(b) 生産者が拡大生産者責任義務をどのように履行しているかを申告するためのパート B；

(c) 生産者責任機関が発行した証明書を提示するためのパート C；

(d) 公認代理人を登録するためのパート D；

2. 包装廃棄物の管理のために個別の制度を確立している加盟国は、附属書 I に定める様式により、各個別制度を識別できるようにしなければならない。当該加盟国の領域内で包装を市場に供給し、かつ複数の制度に参加している生産者は、各制度の対象となる包装について、パート B 及び C において個別に登録しなければならない。

3. 情報は、完全自動化された処理を可能にし、かつ、拡大生産者責任の義務への適合を証明する附属書 I パート C に規定される生産者の登録番号及び電子証明書の一括検証をサポートするデータ処理システムを介して、電子的に提出されなければならない。

第 2 条 報告の様式及びデータ

1. 生産者登録簿への報告様式は附属書 II に定めるものとし、以下の通り使用されるものとする：

(a) 加盟国の領域内で暦年当たり 10 トン以上の包装を上市した生産者のためのパート A；

(b) 加盟国の領域内で暦年当たり 10 トン未満の包装を上市した生産者のためのパート B；

(c) 容量 3L 以下で、分別収集されたシングルユースプラスチック製飲料ボトル及び金属製飲料容器の数量のためのパート C；

(d) (c)に該当しない収集済み包装廃棄物の数量のためのパート D；

(e) EU 域内で廃棄、回収、又はリサイクルされた包装廃棄物の数量のためのパート E；

(f) EU 域外で廃棄、回収、又はリサイクルされた包装廃棄物の数量のためのパート F。

2. 包装廃棄物管理のための個別システムを構築している加盟国は、附属書 II に定める様式によって各個別システムを識別できるようにしなければならない。

3. 加盟国の領域内で初めて上市され、かつ附属書 II パート A 及び B に基づき報告される包装については、主要な構成材料（包装の重量において最大の割合を占める材料）及び包装ユニットの各構成要素に基づいて報告されなければならない。複合包装を含む複数の材料からなる包装の場合、全ての構成材料の重量をそれぞれの欄に報告しなければならない。

4. 本規則附属書 II パート A 及び B に基づき報告される情報は、規則(EU) 2025/40 附属書 VII に従って作成された技術文書、又は一体化された構成要素及び分離可能な構成要素の全てを含む包装ユニットの同等の完全な記述に基づくものとする。

第 3 条 発効

本規則は、欧州連合官報掲載から 20 日目に発効する。本規則は、その全体において拘束力を有し、かつ、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて

委員長代理

生産者登録簿への登録及び報告の様式、並びに関連して提供すべき情報に関する欧州委員会施行規則 (EU) 2026/XX 附属書

附属書 I 生産者登録簿への登録様式

必須情報は「M」と表示される。

条件付き情報（特定の選択肢が選ばれた場合にのみ適用される情報）は「F」と表示される。これらも必須情報の一部だが、適用されるのは、前の項目で特定の回答が選択された場合のみである。

加盟国が含まれることのできる任意情報は「O」と表示される。

「M」又は「F」にアスタリスク（*）が付いている場合、その情報は、規則（EU）2025/40 第 44 条(13)に規定される、加盟国が容易にアクセス可能かつ無償で公開する登録生産者リストの一部となる。

パート A 生産者について提出すべき情報

情報要素	説明	情報の種類
生産者名：	国内の納税者番号、又は加盟国の事業登録簿への登録時に付与された識別コード／番号に関連付けられた生産者の正式名称。	M*
生産者は法人か、それとも自然人か？	以下の回答内容は、この質問への回答によって異なる。	F
生産者が法人の場合： __会社名		F
生産者が自然人の場合： __名 __姓		F
電子メールアドレス		M
電話番号（利用可能な場合）		M
Web アドレス（利用可能な場合）		M
ブランド名（利用可能な場合）	生産者が加盟国の領域内で提供する包装又は包装済み製品に使用する名称。但し、当該暦年に上市しないブランドは除く。様式及び公開登録簿の記入欄は、大規模な生産者の全てのブランドを記載できるよう、十分な大きさである必要がある。	M*
法的な住所： __ 通り名 __ 番地 __ 郵便番号 __ 市町村 __ 県・州（利用可能な場合） __ 国		M
欧州又は各国の納税者番号	EU 域内に拠点を置く生産者に適用。加盟国における生産者の TIN 又は VAT 番号。	F*
各国の識別コード	法人である生産者に適用。加盟国の事業登録簿への登	F*

	録時に付与された識別番号、又は同等の公式登録番号。	
その他の識別情報	TIN 又は VAT 番号を持たない、第 3 国に拠点を置く生産者に適用。	F
連絡担当者 __ 名 __ 姓	生産者が法人の場合、又は生産者が自然人であっても、その本人が連絡担当者ではない場合にのみ適用。	F
__ 電話番号（利用可能な場合）	業務用の電話番号。	M
__ E メールアドレス	業務用の E メールアドレス。	F
住所（生産者の住所と異なる場合） - 通り名 - 番地 - 郵便番号 - 市町村 - 国	連絡担当者の住所が、法人又は自然人の住所と異なる場合にのみ適用。	F
公認代理人の登録番号	公認代理人が任命されている場合にのみ適用。	F

パート B 規則(EU) 2025/40 第 45 条に基づく生産者の責任の履行方法に関する宣言
情報の種類

情報要素	説明	情報の種類
生産者登録簿における登録番号		M
包装廃棄物管理システム(該当する場合)	加盟国における各包装廃棄物管理システムの特定。システムが 1 つのみ導入されている場合、この行は削除可能。	O
拡大生産者責任の義務を履行する責任事業者	拡大生産者責任の義務が個別又は集団のいずれで履行されるかの特定。	M
個別の生産者の場合： __ 生産者名 __ 認可日 __ 認可の証明	加盟国が、用途別の包装カテゴリーの一部又は全部について、生産者による拡大生産者責任義務の個別履行を認めない場合、この欄は削除するか、又は認められる場合のみ表示できる。 認可日とは、生産者が規則(EU) 2025/40 第 47 条に規定される認可を取得した日を指す。認可の証明としては、認可番号又は当該認可を特定できる類似の情報が挙げられる。	F
生産者責任機関の場合：		F

__ 委託生産者責任機関の名称		
生産者責任機関の連絡先情報	生産者責任機関の名称を入力すると、規則(EU) 2025/40 附属書 IX パート A の 2 に規定される当該機関の連絡先情報が、登録簿上で自動生成される。	F
電話番号		F
E メールアドレス		F
Web アドレス		F
住所： __ 通り名 __ 番地 __ 郵便番号 __ 都市名 __ 国名		F
電話番号		F
E メールアドレス		F
商業登記番号又は同等の公式登録番号		F
欧州又は国内の納税者番号		F
宣言：「私は、提供された情報は真実かつ正確であることを宣言します。」	責任ある事業者がチェックボックスに印を付けることで、この宣言を行う。	M

パート C 規則(EU) 2025/40 第 46 条(1)が適用される場合、生産者責任機関が発行する証明書

情報要素	説明	情報の種類
対象加盟国		M
生産者登録簿における登録番号		M
包装廃棄物管理システム(該当する場合)	加盟国における各包装廃棄物管理システムの特定。システムが 1 つのみの場合は、この行を削除してよい。	O
生産者責任機関の名称		M
契約期間		M

パート D 公認代理人の登録

情報要素	説明	情報の種類
公認代理人の名称：	加盟国の事業登録簿への登録時に付与された識別コ	M

	ード／番号、又は国税番号に関連付けられた、公認代理人の正式名称。	
__公認代理人が法人の場合		F
公認代理人が個人の場合： － 名 － 姓		F
電話番号（利用可能な場合）		M
電子メールアドレス		M
住所： 通り名 － 番地 － 郵便番号 － 市町村名	権限を与えられた代理人の法的な住所。当該代理人は、当該領域内で包装が初めて利用可能となる加盟国に拠点を置くものとする。	M
国内識別コード／事業登録コード	法人の公認代理人の場合、加盟国の事業登録簿への登録時に付与された識別コード／番号。	F
国税番号		M
代理対象の生産者の名称		M
代理対象の生産者の登録番号		M
連絡担当者（指名された担当者と同一でない場合）： __ 名 __ 姓		F
__ 電話番号（利用可能な場合）	業務用の電話番号。	F
__ E メールアドレス	業務用の電子メールアドレス。	F
__ 住所 － 通り名 － 番地 － 郵便番号 － 市町村名	連絡担当者の業務上の住所。	F

附属書 II 報告のために提出すべき情報

必須情報は「M」と表示される。

条件付き情報（フィルター依存情報）は「F」と表示される。これらは必須情報の一部だが、前の項目で特定の回答が選択された場合にのみ適用される。

加盟国が任意で記載する情報は「O」と表示される。

廃棄物に関する報告を行う経済事業者によって提出されるべき情報

情報要素	説明	情報の種類
生産者登録簿における登録番号	加盟国の生産者登録簿に登録する際に付与される番号。	M
包装廃棄物管理システム(該当する場合)	加盟国における各包装廃棄物管理システムの特定。システムが1つのみの場合は、この行を削除してよい。	O
報告対象期間		M

パート A：加盟国の領域において、年間 10 トン以上の包装を上市する生産者が供給した包装の量（トン）

分類番号 主要材料	包装の種類	ガラス	紙・板紙	鉄系金属	アルミニウム	プラスチック	木材	その他	情報の種類
1.0 ガラス	ガラス、及び大部分がガラスである複合包装。								M
2.0-3.0 紙・板紙	紙・板紙の包装、及び大部分が紙・板紙である複合包装。								M
4.0 金属	鉄系金属、及び大部分が鉄系金属である複合包装（4.1 に該当する場合を除く）。								M
4.1 金属	容量 3L 以下の鉄系金属製シングルユース飲料容器。								F
5.0 金属	アルミニウム、及び大部分がアルミニウムである複合包装（硬質）（5.1 に該当する場合を除く）。								M
5.1 金属	容量 3L 以下のアルミニウム製シングルユース飲料容器（硬質）。								F

6 金属	アルミニウム、及び大部分がアルミニウムである複合包装（半硬質及び軟質）。								M
7.0 プラスチック	容量 3L 以下のプラスチック製シングルユース飲料ボトル (PET、硬質)。								M
8.0 プラスチック	PET、及び大部分が PET である複合包装（硬質）。								M
9.0 プラスチック	PET、及び大部分が PET である複合包装（軟質）。								M
10.0 プラスチック	PE、及び大部分が PE である複合包装 — 硬質（10.1 に該当する場合を除く）。								M
10.1 プラスチック	容量 3L 以下の PE 製シングルユース飲料ボトル								F
11.0 プラスチック	PE、大部分が PE である複合包装 — 軟質。								M
12.0 プラスチック	PP、及び大部分が PP である複合包装 — 硬質（12.1 に該当する場合を除く）。								M
12.1 プラスチック	容量 3L 以下のプラスチック製シングルユース飲料ボトル。								F
13.0 プラスチック	PP、及び大部分が PP である複合包装 — 軟質。								M
14.0 プラスチック	HDPE 又は PP、及びそれらが大部分を占める								M

ック	複合包装－硬質（14.1に該当する場合を除く）。								
14.1 プラスチック	容量 3L 以下のプラスチック製シングルユース飲料ボトル。								F
15.0 プラスチック	PS 及び XPS、及びそれらが大部分を示す複合包装－硬質（15.1 に該当する場合を除く）。								M
15.1 プラスチック	容量 3L 以下のプラスチック製シングルユース飲料ボトル。								F
16.0 プラスチック	EPS、及び大部分が EPS である複合包装－硬質。								M
17.0 プラスチック	その他の硬質プラスチック（複合包装を含む）－硬質。								M
18.0 プラスチック	その他の軟質プラスチック（複合包装を含む）－軟質。								M
19.0 プラスチック	生分解性プラスチック－硬質（PLA、PHB）及び軟質（PLA）。								M
20.0 木材、コルク	木材、コルク、及び大部分が木材やコルクである複合包装。								M
21.0 繊維	天然及び合成繊維、及び大部分が天然・合成繊維である複合包装。								M
22.0 セラミックス、磁器・炻器	粘土及び石材、及び大部分が粘土や石材である複合包装。								M

23.0 その他	上記に記載されていないその他のあらゆる材料。								M
----------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---

パート B 加盟国の領域において、年間 10 トン未満の包装を上市する生産者が供給した包装の量（トン）

分類番号 主要材料	包装の種類	ガラス	紙・板紙	鉄系金属	アルミニウム	プラスチック	木材	その他	情報の種類
1.0 ガラス	ガラス、及び大部分がガラスである複合包装。								M
2.0-3.0 紙／板紙	紙・板紙、及び大部分が紙・板紙である複合包装。								M
4.0 金属	鉄系金属、及び大部分が鉄系金属である複合包装（シングルユース飲料用包装を除く）。								M
5.0-6.0 金属	アルミニウム、及び大部分がアルミニウムである複合包装（シングルユース飲料用包装を除く）。								M
4.1, 5.1, 金属	容量 3L 以下の金属製シングルユース飲料容器。								F
8-19 プラスチック	プラスチック、及び複合包装。								M
7.0, 10, 12.1, 14.1, 15.1 プラスチック	容量 3L 以下のプラスチック製シングルユース飲料ボトル。								F

20.0 木材、コルク	木材、コルク、及び大部分が木材又はコルクである複合包装。								M
21.0 繊維	天然繊維・合成繊維、及び大部分が天然繊維・合成繊維である複合包装。								M
22.0 セラミックス、磁器・炆器	粘土、石材、及び大部分が粘土又は石材である複合包装。								M
23.0 その他	その他の材料。								M

パート C 加盟国の領域内において、規則(EU) 2025/40 第 50 条(1)に基づき個別に回収されたシングルユース飲料用プラスチックボトル及び飲料用金属容器の年間数量（トン）

包装の種類及び形態	デポジット返還システムによらずに個別に回収されたシングルユース飲料用包装の総重量	デポジット返還システムにおいて個別に回収されたシングルユース飲料用包装の総重量
シングルユース飲料用プラスチックボトル		
シングルユース飲料用金属容器		

パート D 加盟国の領域内において回収された包装廃棄物の年間数量（トン）

分類、材料	回収された包装の重量	情報の種類
1 ガラス		M
2-3 紙／板紙		M
4-6 金属		M
8-19 プラスチック		M
20 木材、コルク		M
21-23 その他の材料		M
合計		

パート E EU 域内において廃棄、回収、及びリサイクルされた包装廃棄物の年間数量（トン）

分類、材料	廃棄された包装廃棄物の総量	回収された包装廃棄物の総重量	リサイクルされた包装廃棄物の総量	情報の種類
1 ガラス				M
2-3 紙／板紙				M
4 鉄系金属				M
5-6 アルミニウム				M
7-8 プラスチック：PET（硬質）				M
10, 12, 14 プラスチック：PE、PP、HDPE、PP（硬質）				M
9, 11, 13, 18 プラスチック：フィルム／軟質				M
15, 16 プラスチック：PS、XPS、EPS				M
17 プラスチック：その他の硬質プラスチック				M
19 プラスチック：生分解性・軟質及び硬質				M
20 木材及びコルク				M
21-23 その他の材料				M
合計				

パート F EU 域外において廃棄、回収、及びリサイクルされた包装廃棄物の年間数量（トン）

分類、材料	廃棄された包装廃棄物の総量	回収された包装廃棄物の総重量	リサイクルされた包装廃棄物の総量	情報の種類
1 ガラス				M
2-3 紙／板紙				M
4 鉄系金属				M
5-6 アルミニウム				M
7-8 プラスチック：PET（硬質）				M
10, 12, 14 プラスチック：PE、PP、HDPE、PP（硬質）				M
9, 11, 13, 18 プラスチック：フィルム／軟質				M

15, 16 プラスチック : PS, XPS, EPS				M
17 プラスチック : その他の硬質プラスチック				M
19 プラスチック : 生分解性・軟質及び硬質				M
20 木材及びコルク				M
21-23 その他の材料				M
合計				

Have your say 「包装及び包装廃棄物 — プラスチックリサイクル技術の持続可能性基準」
2026 年 8 月 14 日～2026 年 9 月 16 日

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/19033-Packaging-and-packaging-waste-sustainability-criteria-for-plastic-recycling-technologies_en

概要：包装及び包装廃棄物規則（PPWR）は、欧州委員会に対し、プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を策定することを義務付けている。

これらの基準は、包装に使用されるリサイクルプラスチックが最大限の環境的便益をもたらすことを確実にするのに役立つ。

イニシアティブに関するエビデンス収集（影響力評価なし）

本文書は、欧州委員会の取組みについて一般市民や利害関係者に周知し、彼らがフィードバックを提供したり、協議活動に効果的に参加できるようにすることを目的としている。欧州委員会は、問題の認識や考えられる解決策について、また関連する情報があればその提供について、これらのグループに意見を求めている。

イニシアティブの名称

包装のいくつかの側面を対象とする 3 つの法規：(1) 包装におけるプラスチックリサイクル材含有量の算定及び検証、(2) プラスチックリサイクル技術の持続可能性基準、及び (3) 第 3 国（EU 域外）からのプラスチックリサイクル材又はプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件。

A. 政治的背景、問題の定義、及び補完性原則の確認

政治的背景

EU 市場に流通する包装の 40%はプラスチック製であると推定されている[1]。規則(EU) 2025/40[2]は、EU における包装及び包装廃棄物を規律する。同規則は、EU 市場に流通する対象包装へのリサイクルプラスチックの最低含有量要件を含め、包装のライフサイクル全体に亘るハーモナイズしたルールを定める。

本イニシアティブは、リサイクル材含有量に関するそれらの要件を実効性があり、検証可能かつ執行可能なものにするため必要な詳細ルールに関するものである。規則(EU) 2025/40 の第 7 条に基づき、欧州委員会は 2026 年 12 月 31 日までに、プラスチックリサイクル材含有量の算定及び検証、リサイクル技術の持続可能性基準、並びに第 3 国 (EU 域外) からのプラスチックリサイクル材又はプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件の確立に関し、2 つの施行法及び 1 つの委任法を採択する権限を与えられている。

本イニシアティブは、「ディープ・クリーニング行動計画」[3]に示されている、炭素算定の様々な手法を合理化するため欧州委員会の取組みと整合する形で策定される。

本イニシアティブが取り組むべき問題

プラスチック包装は、依然として化石ベースのバージン材料に大きく依存している。規則(EU) 2025/40 は、循環性の促進、一次原材料の使用削減、及び高品質なリサイクルプラスチックへの需要創出を目的として、プラスチック包装におけるリサイクル材含有率の最低目標を導入するものである。しかし、ハーモナイズしたルールがなければ、事業者や当局によって、リサイクル材含有率に関する計算方法、エビデンスの要件、検証手順が異なる形で適用される可能性がある。これは企業に不確実性をもたらし、法執行を困難にするとともに、単一市場における公正な競争条件を損なう恐れがある。

「包装及び包装廃棄物指令」(「包装及び包装廃棄物規則」即ち、規則(EU) 2025/40 により廃止) の改正に向けた影響評価[5]の基礎となった関連調査[4]では、リサイクル材の利用率が低いことや、報告・検証を含む定義及び測定方法のハーモナイゼーションが必要であることが指摘された。また、行政負担、データの流れ、サプライチェーンにおける協力体制、更にはリサイクルプラスチックの入手可能性や品質に関する懸念も特定された。

EU 法の根拠 (法的根拠及び補完性原則の確認)

法的根拠

規則(EU) 2025/40 の法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第 114 条である。

本イニシアティブは、同規則第 7 条に基づく権限行使を基礎としている：

- 第 7 条(8)：ポストコンシューマープラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の含有率を計算・検証する方法論、及び技術文書の様式を定める施行法；

- 第 7 条(9)：プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を本規則に補足する委任法；
- 第 7 条(10)：第 3 者による監査を含む方法で、第 3 国で回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材の同等性を評価、検証、及び認証するための方法論を定める施行法。

EU による行動の実際的な必要性

欧州委員会は、単一市場の機能を円滑にするためのハーモナイズした EU ルールを策定する権限を有している。EU としてのアプローチをとることで、各国で異なる慣行を是正し、基準に適合した包装の自由な移動を支援し、リサイクル材含有量に関するクレームの信頼性を高め、EU 域内及び域外のサプライチェーン間での公正な競争を確保することが可能になる。

B. 本イニシアティブの目的と手法

第 7 条(8)に基づく施行法は、EU 域内で回収・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材含有量の計算及び検証、及び関連する技術文書の様式を対象とする。検討事項には、データの流れ、管理の連鎖、集計レベル、事業者が保管すべき証拠、及び必要に応じ独立した第 3 者による監査などが含むことができる。また、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出量、及びその他の関連する環境影響も考慮される可能性がある。

第 7 条(9)に基づく委任法は、プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を本規則に補足するものである。この基準は、利用可能なリサイクル技術の評価に基づき、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出量、及びその他の関連する環境影響を考慮して策定される。

第 7 条(10)に基づく施行法は、第 3 国（EU 域外国）で回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材について、その同等性を評価、検証、及び認証するための方法論を定める。第 3 国でリサイクル材が回収、選別、又はリサイクルされる場合、その評価においては、環境及び人の健康の保護、環境的に適正なリサイクル、高品質なリサイクル、資源効率、及びリサイクル部門の品質基準が考慮されなければならない。

予想される影響

これらの法は、法的確実性、一貫した法執行、リサイクル材含有量に関する信頼できるクレーム、高品質なリサイクルプラスチックへの需要、そして単一市場に投入される包装に関する公平な競争条件を支援するものと期待される。また、関連する目標の達成に向けて算入されるリサイクル材の含有量については、信頼できる環境・健康保護の条件下で実施されたりリサイクル活動に由来するものであることを確実にすることも求められる。

経済活動を行う事業者は、データ収集、記録の保持、検証、認証、監査、及び情報システムの改修などに伴う費用を負担する可能性がある。こうした費用は、リサイクル業者、リサイクルプラスチック生産者、加工業者、包装材メーカー、ブランドオーナー、輸入業者、流通業者、フルフィルメントサービス事業者、及び包装された製品を EU に上市する生産者などに影響を及ぼす可能性がある。特に、複雑なサプライチェーン上のデータに基づくコンプライアンス対応が必要な場合や、認証・監査費用が主に固定費であり小規模事業者にとって吸収しにくい場合などには、中小企業が不釣り合いに大きな影響を受ける可能性がある。

EU に上市される包装材料に使用されるリサイクル材が、EU 域外で回収・選別・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する場合、輸入業者や第 3 国のサプライチェーンに関与する事業者も影響を受ける可能性がある。こうした影響の規模や分布については、データの利用可能性、監査・認証費用、認定された検証システムへのアクセス、EU 域外における認証能力、そして国際的なリサイクルプラスチック及び包装材料のサプライチェーンへの潜在的影響に関する具体的なエビデンスに基づいて検討する必要がある。

加盟国及び市場監視当局は、検査や法執行の手順を適宜見直す必要があるかもしれない。

予想される主な環境影響は、包装材料におけるリサイクルプラスチック利用の信頼性と実効性が高まることであり、これは資源効率の向上、高品質なリサイクル、そしてバージンプラスチックへの依存低減を後押しするものである。

影響を受けると予想される主な「持続可能な開発目標（SDGs）」は、SDG 12（つくる責任つかう責任）、SDG 13（気候変動に具体的な対策）、及び SDG 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）である。

各施策の妥当性（プロポーショナリティ）については、既存のデータ、文書、認証・監査システムを適切に活用して不必要な重複を回避しつつ、中小企業のニーズ、法執行上の要件、及び国際的なサプライチェーンの実態を考慮した上で検討される。

今後のモニタリング

実施状況のモニタリングは、「包装及び包装廃棄物規則」に基づいて生成されるエビデンス（技術文書、検証・監査結果、適合性及び市場監視の調査結果、加盟国や経済事業者からのフィードバック、専門家グループや欧州委員会を通じて収集された情報など）を用いて行われる

C. より良い規則

影響力評価

影響力評価は実施されない。これは、リサイクル材含有率の目標、法案の主な適用範囲、及び権限付与に関する事項が、共同立法機関によって「規則(EU) 2025/40」において既に定められており、同規則の策定時には影響評価が実施されていたためである。これら 3 つの法案の目的は、手法、検証、持続可能性基準、同等性に関する技術的規則を通じて、当該要件を運用可能なものにすることにある。欧州委員会は、予想されるコスト、便益、実現可能性、妥当性（プロポーショナルリティ）、法執行の可能性、中小企業への影響、市場監視の必要性、国際的なサプライチェーン、及び第3国への影響に関するエビデンスを収集・分析する。これらのエビデンス及び分析結果は、施行法案及び委任法案の策定に反映され、欧州委員会事務局の作業文書に記載される。

協議戦略

協議活動は、法執行が可能かつ妥当なルールを策定するため必要な、技術的かつ実務的なエビデンスを収集することを目的とする。EU内外の全ての利害関係者は、欧州委員会の意見募集ポータル「Have Your Say」を通じて、本件に関するエビデンス募集を通じフィードバックすることができる。意見の提出は、EUの24の公用語のいずれでも可能である。本施策は技術的性質を持つものであるため、欧州委員会は必要に応じ、関連する利害関係者を対象とした個別の協議活動も併せて実施する。最良の知見に基づいて施策を策定するという欧州委員会の「より良い規則」の方針に従い、プラスチックのリサイクル技術、リサイクル材含有率の計算、検証、認証、環境性能、国際的なサプライチェーンに関する専門知識を有する科学研究者、学術機関、学会、科学団体に対し、関連する科学研究（既発表論文およびプレプリントを含む）、分析、データの提出を求める。

1. これら3つの法案の策定に当たり、欧州委員会は特に以下の事項に関するエビデンス（プラスチックリサイクル材の輸入に関するデータなど）の収集を希望する：

- 第3国からEUに輸入されるリサイクル材の推定年間量はどの程度か？（可能な場合は、ポリマーの種類別の推定値）。
- EUに上市されるプラスチック包装のうち、第3国を原産とするものはどの程度の割合を

占めるか？

- EU に輸入されるリサイクルプラスチックやリサイクル材の主な供給源となっている第 3 国はどこか？

2. 検証スキーム：

- 回収・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるプラスチックについて、その原産地、トレーサビリティ、及びリサイクル材含有量を検証するため、現在どのような検証、認証、又は管理の連鎖のスキームが用いられているか？

「包装への使用を目的としたリサイクル材の EU への輸入に関する条件」 2026 年 8 月 14 日～2026 年 9 月 16 日

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/18752-Conditions-for-importing-recycled-materials-into-the-EU-for-use-in-packaging_en

概要

本法案は、EU 域外で回収又はリサイクルされたプラスチック材料について、EU 域内の材料と同等の方法で評価、検証、認証されることを保証する方法論的ルールを定めるものである。

イニシアティブに関する情報提供の呼びかけ（影響評価なし）

本文書は、欧州委員会の取組みについて一般市民や利害関係者に周知し、フィードバックの提供や協議活動への効果的な参加を促すことを目的とする。欧州委員会は、問題の現状認識や考えられる解決策について、また関連する情報があればその提供について、これらのグループからの意見を求める。

イニシアティブの名称

包装に関するいくつかの側面を扱う 3 つの法案：(1) 包装におけるプラスチックリサイクル材含有量の計算及び検証、(2) プラスチックリサイクル技術の持続可能性基準、(3) 第 3 国 (EU 域外) からのプラスチックリサイクル材又はプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件。

A. 政治的背景、問題の定義、及び補完性原則の確認

政治的背景

EU 市場に流通する包装の 40%はプラスチック製であると推定されている[1]。規則(EU)

2025/40[2]は、EUにおける包装及び包装廃棄物を規制するものである。同規則は、EU市場に流通する対象包装へのプラスチックリサイクル材の最低含有量要件を含め、包装のライフサイクル全体に亘るハーモナイズしたルールを定めている。

本イニシアティブは、リサイクル材含有量に関する要件を実効性があり、検証可能かつ執行可能なものにするため必要な詳細ルールに関するものである。規則(EU) 2025/40 第 7 条に基づき、欧州委員会は 2026 年 12 月 31 日までに、プラスチックリサイクル材含有量の計算・検証及びリサイクル技術の持続可能性基準に関する 2 つの施行法案と 1 つの委任法案を採択し、更に第 3 国 (EU 域外) からのプラスチックリサイクル材又はプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件を定める権限を与えられている。

本イニシアティブは、「ディープ・クリーニング行動計画」[3]に示されている、炭素算定の多様な手法を合理化するため欧州委員会の取組みと整合性のある形で策定される。

本イニシアティブが取り組む課題

プラスチック包装は、依然として化石燃料ベースのバージン材に大きく依存している。規則(EU) 2025/40 は、循環性の促進、一次原材料の使用削減、及び高品質なリサイクルプラスチックへの需要創出を目的として、プラスチック包装におけるリサイクル材含有率の最低目標を導入するものである。しかし、統一されたルールがなければ、事業者や当局によって、リサイクル材含有率に関する計算方法、証拠要件、検証手順が異なる形で適用される可能性がある。これは企業に不確実性をもたらし、法執行を困難にするとともに、単一市場における公正な競争条件を損なう恐れがある。

「包装及び包装廃棄物指令」(「包装及び包装廃棄物規則」、即ち規則(EU) 2025/40 により廃止)の改正に向けた影響力評価[5]の基礎となった関連調査[4]では、リサイクル材の利用率が低いことや、報告・検証を含む定義及び測定方法のハーモナイゼーションが必要であることが指摘された。また、同調査では、行政負担、データフロー、サプライチェーン間の協力、並びにリサイクルプラスチックの入手可能性や品質に関する懸念も特定された。

EU 法の根拠 (法的根拠及び補完性原則の確認)

法的根拠

規則(EU) 2025/40 の法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第 114 条である。

本イニシアティブは、同規則第 7 条に基づく権限行使を前提としている：

- ・ 第 7 条(8)：ポストコンシューマープラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材含有率の計算及び検証方法、並びに技術文書の様式を定める施行法；

- 第7条(9)：プラスチックのリサイクル技術に関する持続可能性基準を定め、同規則を補完する委任法；

- 第7条(10)：第3者による監査を含む、同等性の評価、検証、及び認証の方法を定める施行法（対象となるリサイクル材が、第3国で回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られる場合）。

EU による行動の実際的な必要性

欧州委員会は、単一市場の円滑な機能を促進するため、EU 全体でハーモナイズしたルールを策定する権限を有している。EU として取り組むことで、各国で異なる慣行を是正し、基準に適合した包装の自由な流通を支援し、リサイクル材含有量に関するクレームの信頼性を高め、EU 域内及び域外のサプライチェーン間での公正な競争を確保することが可能になる。

B. 本イニシアティブの目的と実施方法

第7条(8)に基づく施行法は、EU 域内で回収・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材含有量の算定及び検証、並びに関連する技術文書の様式を対象とする。検討事項には、データの流れ、管理の連鎖、集計レベル、事業者が保管すべき証拠資料、及び必要に応じた独立した第3者による監査などを含むことができる。また、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要エネルギー、温室効果ガスの排出量、その他関連する環境影響も考慮される可能性がある。

第7条(9)に基づく委任法は、プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を定め、本規則を補完するものである。この基準は、利用可能なリサイクル技術の評価に基づき策定され、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要エネルギー、温室効果ガスの排出量、その他関連する環境への影響が考慮される。

第7条(10)に基づく施行法は、第3国（EU 域外）で回収又はリサイクルされた消費者使用後のプラスチック廃棄物から得られるリサイクル材含有量について、同等性を評価、検証、認証する方法論を確立する。この評価においては、第3国でリサイクル材の回収、選別、又はリサイクルが行われる際、環境及び人の健康の保護、環境的に適正なリサイクル、高品質なリサイクル、資源効率、並びにリサイクル部門の品質基準が考慮されなければならない。

予想される影響

これらの法規定は、法的安定性、一貫した法執行、リサイクル材含有量に関する信頼できるクレーム、高品質なリサイクルプラスチックへの需要、そして単一市場に投入される包装に関する公正な競争条件の確保を支援するものと期待される。また、関連する目標の算定対象

となるリサイクル材含有量が、信頼できる環境・健康保護の条件下で実施されたリサイクルに由来するものであることを保証する一助ともなるだろう。

経済事業者には、データ収集、記録の保管、検証、認証、監査、及び情報システムの改修などに伴うコストが発生する可能性がある。これらのコストは、リサイクル業者、リサイクルプラスチック生産者、加工業者、包装材料メーカー、ブランドオーナー、輸入業者、流通業者、フルフィルメントサービス事業者、及び EU に包装製品を上市する生産者に影響を及ぼす可能性がある。特に、複雑なサプライチェーン・データに基づくコンプライアンス対応が必要な場合や、認証・監査コストが実質的に固定費となり小規模事業者による吸収が困難な場合など、中小企業が不釣り合いに大きな影響を受ける可能性がある。

EU に上市される包装材料に使用されるリサイクル材が、EU 域外で回収・選別・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する場合、第 3 国のサプライチェーンに関与する輸入業者や事業者も影響を受ける可能性がある。こうした影響の規模や分布については、データの利用可能性、監査・認証コスト、認定された検証システムへのアクセス、EU 域外での認証能力、及び国際的なリサイクルプラスチック包装材料サプライチェーンへの潜在的影響に関する具体的な証拠に基づいて検討する必要がある。

加盟国および市場監視当局は、検査や法執行の手法を適応させる必要があるかもしれない。

環境面で主に期待される影響は、包装材料におけるリサイクルプラスチックの使用について信頼性と実効性が高まることである。これは、資源効率の向上、高品質なリサイクル、そしてバージンプラスチックへの依存低減を後押しするものである。

影響を受ける主な持続可能な開発目標（SDGs）としては、SDG 12（つくる責任 つかう責任）、SDG 13（気候変動に具体的な対策）、及び SDG 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）が挙げられる。

各施策の妥当性（プロポーションナリティ）については、適切な場合には既存のデータ、文書、認証・監査システムを活用して不必要な重複を避けつつ、中小企業のニーズ、法執行上の要件、及び国際的なサプライチェーンの実態を考慮した上で検討される。

今後のモニタリング

実施状況のモニタリングは、「包装及び包装廃棄物規則」の下で得られるエビデンスに基づいて行われる。これには、技術文書、検証及び監査の結果、適合性評価や市場監視の知見、加盟国や経済事業者からのフィードバック、並びに専門家グループや欧州委員会を通じて

収集された情報などが含まれる。

C. より良い規制

影響評価

影響評価は予定されていない。リサイクル材含有率の目標、各法案の主な適用範囲、及び権限付与に関する事項は、共同立法機関によって規則(EU) 2025/40 において既に定められており、同規則の策定時には影響評価が実施されているためである。これら 3 つの法案の目的は、手法、検証、持続可能性基準、及び同等性に関する技術的ルールを通じて、当該要件を運用可能なものにすることにある。欧州委員会は、予想されるコスト、便益、実現可能性、比例性、執行可能性、中小企業 (SME) への影響、市場監視の必要性、国際的なサプライチェーン、及び第 3 国への影響に関する証拠を収集・分析する。これらの証拠及び分析結果は、施行法案及び委任法案の策定に活用され、欧州委員会事務局の作業文書に記載される。

協議戦略

協議活動は、執行可能かつプロポーショナリティのあるルールを策定するために必要な、技術的かつ実務的なエビデンスを収集することを目的としている。EU 域内外の全ての利害関係者は、欧州委員会の意見募集ポータル「Have Your Say」を通じて、エビデンス募集に対するフィードバックを提供できる。意見の提出は、EU の 24 の公用語のいずれでも可能である。本イニシアティブの技術的性質を考慮し、欧州委員会は必要に応じ、関連する利害関係者との的を絞った協議活動も併せて実施する。最良の知見に基づいてイニシアティブを策定するという欧州委員会の「より良い規則」政策に沿い、プラスチックのリサイクル技術、リサイクル材含有率の計算、検証、認証、環境性能、及び国際的なサプライチェーンに関する専門知識を有する科学研究者、学術機関、学会、科学協会に対し、関連する公表済み又は査読前論文の科学的研究、分析、データの提出を求める。

1. これら 3 つの法案の策定に当たり、欧州委員会は特に以下の事項（プラスチックリサイクル材の輸入に関するデータ）についてエビデンスを収集したいと考えている：

- 第 3 国から EU に輸入されるリサイクル材の推定年間量はどの程度か？（可能な場合はポリマーの種類別の推定値）。
- EU に上市されるプラスチック包装のうち、第 3 国を起源とするものの割合はどの程度か？
- EU に輸入されるリサイクルプラスチック又はリサイクル材の主な供給元となっている第 3 国はどこか？

2. 検証スキーム：

- 回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるプラスチックの起源、トレーサビリティ、及びリサイクル材含有率を検証するため、現在どのような検証、認証、又は管理の連鎖のスキームが使用されているか？

「プラスチック包装 — プラスチック包装におけるリサイクル材含有量の算定及び検証に関するルールのハーモナイゼーション」 2026 年 8 月 14 日～2026 年 9 月 16 日

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/18753-Plastic-packaging-harmonisation-of-rules-for-calculating-and-verifying-recycled-content-in-plastic-packaging_en

概要

本法案は、プラスチック包装におけるりさいくる材含有要件を履行するためのハーモナイズしたルールを確立するものである。

これにより、以下のことが実現する：

- ・ EU 全域における要件遵守に伴う行政的負担の軽減；
- ・ 必要な投資を進めるための法的明確性をリサイクル業界に提供；
- ・ 企業によるプラスチック包装のリサイクル材含有義務の適切な履行を支援。

イニシアティブに関する情報提供の呼びかけ（影響力評価なし）

本文書は、欧州委員会の取組みについて一般市民や利害関係者に周知し、フィードバックの提供や協議活動への効果的参加を促すことを目的とする。

欧州委員会が認識している問題や考えられる解決策について意見を求めるとともに、関連する情報の提供をお願いする。

イニシアティブの名称

包装に関する複数の側面を扱う 3 つの法案：(1) 包装におけるプラスチックリサイクル材含有量の算定及び検証、(2) プラスチックリサイクル技術の持続可能性基準、(3) 第 3 国 (EU 域外) からのプラスチックリサイクル材又はプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件。

A. 政治的背景、問題の定義、および補完性原則の確認

政治的背景

EU 市場に流通する包装の 40%はプラスチック製であると推定されている[1]。規則(EU) 2025/40[2]は、EU における包装及び包装廃棄物を規制するものである。同規則は、EU 市場に流通する対象包装におけるプラスチックリサイクル材の最低含有量要件を含め、包装のライフサイクル全体に亘るハーモナイズしたルールを定める。

本イニシアティブは、リサイクル材含有に関する要件を実効性があり、検証可能かつ執行可能なものとする必要な詳細ルールに関するものである。規則(EU) 2025/40 第 7 条に基づき、欧州委員会は 2026 年 12 月 31 日までに、プラスチックリサイクル材含有量の算定・検証、リサイクル技術の持続可能性基準、及び第 3 国 (EU 域外) からのプラスチックリサイクル材やプラスチックリサイクル材を含む製品の輸入条件の確立に関する 2 つの施行法案及び 1 つの委任法案を採択する権限を与えられている。

本イニシアティブは、「ディープ・クリーニング行動計画」[3]に示されている、炭素算定の様々な手法を合理化する欧州委員会の取組みと整合する形で策定される。

本イニシアティブが対処しようとする問題

プラスチック包装は、依然として化石燃料ベースのバージン材に大きく依存している。規則(EU) 2025/40 は、循環性の促進、一次原材料の使用削減、及び高品質なリサイクルプラスチックへの需要創出を目的として、プラスチック包装におけるリサイクル材含有率の最低目標を導入するものである。しかし、ハーモナイズしたルールがなければ、事業者や当局によって、リサイクル材含有率の算出方法、証拠要件、及び検証手順が異なる形で適用される可能性がある。これは企業に不確実性をもたらし、法執行を困難にするとともに、単一市場における公正な競争条件を損なう恐れがある。

「包装及び包装廃棄物指令」(「包装及び包装廃棄物規則」、即ち規則(EU) 2025/40 により廃止)の改正に向けた影響力評価[5]の基礎となった関連調査[4]では、リサイクル材の利用率が低いことや、報告及び検証を含む、統一された定義と測定方法の必要性が指摘された。また、同調査では、行政負担、データの流れ、サプライチェーンにおける協力体制、並びにリサイクルプラスチックの入手可能性と品質に関する懸念も特定された。

EU による法の根拠 (法的根拠及び補完性原則の確認)

法的根拠

規則(EU) 2025/40 の法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約第 114 条である。本イニシアティブは、同規則第 7 条に基づく権限行使を基礎としている：

- 第 7 条(8)：ポストコンシューマープラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の含有率を算出し検証する方法論、及び技術文書の様式を定める施行法；

- 第 7 条(9)：プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を本規則に補足する委任法；
- 第 7 条(10)：第 3 者による監査を含む方法で、第 3 国で回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材の同等性を評価、検証、及び認証する方法論を定める施行法。

EU による法の実際的な必要性

欧州委員会は、単一市場の機能を円滑にするハーマイズされた EU ルールを策定する権限を有している。EU としてのアプローチをとることで、各国で異なる慣行を是正し、基準に適合した包装の自由な移動を支援し、リサイクル材含有量に関するクレームの信頼性を高め、EU 域内及び域外のサプライチェーン間での公正な競争を確保することが可能になる。

B. 本イニシアティブの目的と手法

第 7 条(8)に基づく施行法は、EU 域内で回収・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材含有量の計算及び検証、及び関連する技術文書の様式を対象とする。検討事項には、データの流れ、管理の連鎖、集計レベル、事業者が保管すべきエビデンス、及び必要に応じ独立した第 3 者による監査などが含まれることができる。また、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出量、及びその他の関連する環境影響も考慮される可能性がある。

第 7 条(9)に基づく委任法は、プラスチックリサイクル技術に関する持続可能性基準を本規則に補足するものである。この基準は、利用可能なリサイクル技術の評価に基づき、経済的・環境的パフォーマンス、産出物の品質、廃棄物の利用可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出量、及びその他の関連する環境影響を考慮して策定される。

第 7 条(10)に基づく施行法は、第 3 国（EU 域外国）で回収又はリサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるリサイクル材について、その同等性を評価、検証、及び認証するための方法論を定める。第 3 国でリサイクル材が回収、選別、又はリサイクルされる場合、その評価においては、環境及び人の健康の保護、環境的に適正なリサイクル、高品質なリサイクル、資源効率、及びリサイクル部門の品質基準が考慮されなければならない。

予想される影響

これらの法は、法的確実性、一貫した法執行、リサイクル材含有量に関する信頼できるクレーム、高品質なリサイクルプラスチックへの需要、そして単一市場に投入される包装に関する公平な競争条件を支援するものと期待される。また、関連する目標の算定対象となるリサイクル材については、信頼できる環境・健康保護の条件下で実施されたリサイクルに由来するものであることを確実にすることも求められる。

経済事業者は、データ収集、記録の保持、検証、認証、監査、及び情報システムの改修などに伴う費用を負担する可能性がある。こうした費用は、リサイクル業者、リサイクルプラスチック生産者、加工業者、包装材料メーカー、ブランドオーナー、輸入業者、流通業者、フルフィルメントサービス事業者、及び包装された製品を EU に上市する生産者などに影響を及ぼす可能性がある。特に、複雑なサプライチェーン上のデータに基づく対応が必要な場合、認証・監査費用が大部分において固定費となり小規模事業者による吸収が困難な場合などには、中小企業が不釣り合いに大きな影響を受ける可能性がある。

EU に上市される包装材料に使用されるリサイクル材が、EU 域外で回収・選別・リサイクルされたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する場合、輸入業者や第 3 国のサプライチェーンに関与する事業者も影響を受ける可能性がある。こうした影響の規模や分布については、データの利用可能性、監査・認証費用、認定された検証システムへのアクセス、EU 域外における認証能力、更には国際的なリサイクルプラスチック及び包装材料のサプライチェーンへの潜在的な影響といった具体的根拠に基づき、検討を行う必要がある。

加盟国及び市場監視当局は、検査や法執行の慣行を適応させる必要があるかもしれない。

予想される主な環境影響は、包装におけるリサイクルプラスチックの利用について、より信頼性が高く実効性のある運用が可能になることである。これは、資源効率の向上、高品質なリサイクル、そしてバージンプラスチックへの依存低減を後押しするものである。

影響を受ける主な持続可能な開発目標（SDGs）としては、SDG 12（つくる責任 つかう責任）、SDG 13（気候変動に具体的な対策）、及び SDG 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）が挙げられる。

各取組みの妥当性（プロポーショナルリティ）については、適切な場合には既存のデータ、文書、認証、監査システムを活用して不必要な重複を避けつつ、中小企業のニーズ、法執行上の要件、国際的なサプライチェーンの実態を考慮した上で検討される。

今後のモニタリング

実施状況のモニタリングは、「包装及び包装廃棄物規則」の下で得られるエビデンスに基づいて行われる。これには、技術文書、検証及び監査の結果、適合性評価や市場監視の知見、加盟国や経済事業者からのフィードバック、専門家グループや委員会を通じて収集された情報などが含まれる。

C. より良い規則

影響力評価

影響力評価は実施されない。リサイクル材の含有率目標、法案の主な適用範囲、及び権限付与に関する事項は、共同立法機関によって「規則(EU) 2025/40」において既に定められており、同規則の策定時には影響評価も実施されているためである。これら 3 つの法案の目的は、手法、検証、持続可能性基準、同等性に関する技術的規則を通じて、当該要件を実際に運用可能なものにすることにある。欧州委員会は、予想されるコスト、便益、実現可能性、妥当性、法執行の可能性、中小企業への影響、市場監視の必要性、国際的なサプライチェーン、及び第 3 国への影響に関するエビデンスを収集・分析する。これらのエビデンスと分析結果は、施行法及び委任法の策定に反映され、欧州委員会事務局の作業文書に記載される。

協議戦略

協議活動の目的は、実効性があり妥当な規則を策定するために必要な、技術的かつ実務的な証拠を収集することである。EU 域内外の全ての利害関係者は、ポータルサイト「Have Your Say」上の「エビデンス募集」を通じて意見を提出できる。意見の提出は、EU の 24 の公用語のいずれでも可能である。本イニシアティブは技術的な性質を持つものであるため、欧州委員会は必要に応じ、関連する利害関係者を対象とした個別の協議活動も併せて実施する。欧州委員会は、最良の知見に基づいた施策を策定するという「より良い規則」の方針に沿い、プラスチックのリサイクル技術、リサイクル材含有量の算定・検証・認証、環境性能、及び国際的なサプライチェーンに関する専門知識を有する科学研究者、学術機関、学会、科学関連団体に対し、関連する科学研究（既発表論文及びプレプリントを含む）、分析結果、及びデータの提出を求める。

1. 3 つの法案の策定に当たり、欧州委員会は特に以下の事項に関する証拠やデータを収集したいと考えている（プラスチック再生材の輸入に関するデータ）：

- 第 3 国から EU に輸入されるリサイクル材の推定年間量はどの程度か（可能な場合はポリマーの種類別の推定値）？
- EU 市場に流通するプラスチック包装のうち、第 3 国を原産とするものの割合はどの程度か？

- EU に輸入されるリサイクルプラスチック又はリサイクル材の主な供給元となっている第3国はどこか？

2. 検証スキーム：

- 回収されたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるプラスチックについて、その原産地、トレーサビリティ、及びリサイクル材含有量を検証するため、現在どのような検証、認証、又は「管理の連鎖」のスキームが運用されているか？